別記様式第一を次のように改める。

様式第一（第七条関係）

技術士第一次試験受験申込書

文部科学大臣　　殿
指定試験機関代表者
下記により、技術士第一次試験を受験したいので、申し込みます。　　年　月　日

（フリガナ）		受験地	
氏名	（男□・女□）		
生年月日	年　月　日生	技術部門	
本籍地	都道府県コード		
現住所	〒 都道府県コード マンション名等 電話番号	試験の一部免除を受ける者は、右のいずれかの該当する□に✓を付すこと。	□ 基礎科目及び専門科目を免除 □ 基礎科目を免除
勤務先又は在学中の学校	勤務先名又は学校名 支店・部課名又は学部学科名 勤務先コード 電話番号	最終学歴 最終学歴コード 卒業(修了)年月	学校名 学部学科名 年　月

試験の一部免除を受ける場合には、下記の該当する□のいずれかに✓を付し、必要事項を記入すること。

技術士第二次試験合格証番号又は技術士登録番号		合格年月又は登録年月日	技術部門
□	合格証番号　第　号	年　月	
□	登録番号　第　号	年　月　日	

※整理番号	

備考１　※印欄には、記入しないこと。
　　２　氏名の欄中（　）内は、該当する□に✓を付すこと。
　　３　文部科学大臣に申し込む場合には、収入印紙をはること。
　　４　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

年　月　日撮影

写真貼付欄

第一次試験の申込前６箇月以内に半身脱帽で撮つた縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真で本人と確認できるものをはること。

受験手数料払込受付証明書貼付欄

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第三百五十九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の三十二第四号、第五十八条の二の十一第四号及び別表第二号第63並びに別表第三号54の規定に基づき、二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備又は二三GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備の技術的条件を次のように定める。

平成二十四年十月十二日　　総務大臣　樽床　伸二

二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備又は二三GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備は、次の条件に適合すること。

一　不要発射の強度の許容値

1　二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備

スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は五〇マイクロワット以下、帯域外領域における不要発射の強度の許容値は一〇〇マイクロワット以下とし、参照帯域幅は一MHzとする。ただし、二二・〇GHzを超え二三・二GHz以下及び二三・六GHzを超え二五・〇GHz以下の周波数範囲においては、次のイ又はロのいずれかの表の許容値を適用する。

イ　二二・〇GHzを超え二三・二GHz以下及び二三・六GHzを超え二五・〇GHz以下の周波数範囲における不要発射の強度の許容値

周波数範囲	不要発射の強度の許容値
22.0GHzを超え22.7GHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－70デシベル（１ミリワットを０デシベルとする。以下同じ。）以下の値
22.7GHzを超え23.0GHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－65デシベル
23.0GHzを超え23.2GHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－63デシベル
23.6GHzを超え23.8GHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－63デシベル
23.8GHzを超え24.1GHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－65デシベル
24.1GHzを超え25.0GHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－70デシベル

ロ　二二・〇GHzを超え二三・二GHz以下及び二三・六GHzを超え二五・〇GHz以下の周波数範囲における不要発射の強度の許容値

周波数範囲	不要発射の強度の許容値
22.0GHzを超え22.7GHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－40デシベル（１ミリワットを０デシベルとする。以下同じ。）以下の値